

ぶちエコやまぐち太陽光発電設備等共同購入事業に関する協定書（案）

山口県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、既存住宅等への太陽光発電設備や蓄電池（以下「太陽光発電設備等」という。）の導入促進を図るため、次のとおりぶちエコやまぐち太陽光発電設備等共同購入事業（以下「本事業」という。）に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力し、県全域における太陽光発電設備等の普及促進を図ることを目的とする。

（役割等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について実施する。

（1）甲は、本事業に関する広報等の支援。

（2）乙は、「ぶちエコやまぐち太陽光発電設備等共同購入事業」支援事業者募集要項（以下「要項」という。）に定める各項目の実施。

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。

（要項の遵守）

第3条 乙は、本事業の実施に当たり、要項に定める各項目の内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（経費負担）

第4条 第2条第1項第2号に定める事項を実施するために必要となる経費は、乙がすべて負担するものとする。

（リスク等への対応）

第5条 本事業の実施に伴い発生するリスクに対しては、乙は、リスクの極小化を図り、又はそのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処しなければならない。

2 本事業の実施に伴い、乙と施工事業者又は購入希望者との間のトラブルについては、乙が適切に対処し、解決しなければならない。

3 本事業の実施に伴う施工事業者と購入希望者との間のトラブルについて、両者間で解決できない場合は、乙が適切に対処し、解決しなければならない。

（損害賠償）

第6条 乙は、本事業の実施に当たり、乙の責めに帰すべき事由により、甲、施工事業者又は購入希望者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(本協定の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が本協定に違反したとき。

(2) 乙が本事業の実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 本事業の実施に伴う乙と施工事業者との契約に当たり、施工事業者がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、契約を締結したと認められるとき。

キ 施工事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、乙が施工事業者に対して当該契約の解除を求め、施工事業者がこれに従わなかったとき。

(本協定の変更)

第8条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議を行い、双方同意の上、当該変更を行うものとする。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。なお、施工事業者による工事完了が令和6年3月31日以降となる場合は、乙は、令和6年3月20日までに、協定期間を延長する理由を記載した書面を甲に提出し、甲の承認を受けるものとする。

2 事業の実績等を勘案し、期間満了の1ヶ月前までに当事者の一方から書面による協定終了の申し出がないときは、本協定と同一条件で更に1年間継続することとし、

以後も同様とする。

(守秘義務)

第 10 条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た情報について、協定期間中及び協定期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、甲に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承認を得た場合においては、この限りでない。

(疑義等の処理)

第 11 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議を行い、処理するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各自その 1 通を保有する。

令和 5 年 月 日

甲 山口県山口市滝町 1 - 1
山口県知事 村岡 嗣政

乙 (住所)
(事業者・団体名)
(代表者職・氏名)